

電子帳簿保存法改正のポイント

電子帳簿保存法改正直前の令和3年12月に発表された令和4年度税制改正大綱では、「電子取引」の電子保存について、2年間の経過措置（紙出力保存を容認）が設けられました。しかし、この経過措置の延長はなく、令和5年12月31日の経過措置期間をもって廃止されることが決まりました。「電子取引」の電子保存は法律上強制のため、法人や個人事業主は、電子取引について、電子保存への対応が求められます。そこで本セミナーでは、電子帳簿保存法にある「電子帳簿」「スキャナー」「電子取引」の保存等について、令和5年度税制改正大綱を含む内容、改正の影響及びその対応策などについて、わかりやすく解説いたします。

セミナー内容

- ◎電子帳簿保存法とは
- ◎電子帳簿保存法の改正の影響
- ◎現場の実務対応への影響
- ◎電子帳簿・スキャナー・電子取引の保存
- ◎実務上のポイント・準備等

講師

税理士法人中田会計事務所 代表社員・税理士

中田 健一氏

略歴

昭和45年1月～54年3月 後藤隆之公認会計士事務所勤務
昭和53年12月 税理士一般試験5科目合格
昭和54年2月 税理士登録
昭和54年4月 独立開業
令和元年10月 税理士法人中田会計事務所代表社員就任

税理士法人中田会計事務所 社員・税理士

中田 慎祐氏

略歴

平成17年12月 税理士一般試験5科目合格
平成18年～30年 税理士法人山田&パートナーズ
東京事務所勤務
平成20年3月 税理士登録
令和元年10月 税理士法人中田会計事務所社員就任

日時

令和5年**11月7日(火)**・**15日(水)** 14:00～16:00

(両日同内容になります。ご都合の良い日をお選びください)

場所

津商工会議所 及び **オンライン** (Zoomを使用します)

【津市丸之内29-14】

定員

各日**120名**(会場30名・オンライン90名)

対象

中小・小規模事業者

申込方法

必要事項を御記入の上、FAX又はメールにより

令和5年**10月31日(火)**までに御申込みください。オンライン参加の方については、御記入いただいたメールアドレスへ接続方法及び資料等を送信させていただきます。

問い合わせ先

津商工会議所 (担当：須川・廣中・東 TEL：059-228-9141)



津商工会議所 行

FAX：059-228-7317 Eメール：tsucci@zvtv.ne.jp

セミナー参加申込書

参加日	11 / 7(火) ・ 11 / 15(水)		
事業所名			
T E L		F A X	
参加者名		参加者名	
(オンライン参加者のみ) Eメールアドレス			

御記入いただいたメールアドレスへ接続方法等について御連絡させていただきます(開催前日を予定)。

※申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本講演会に関する連絡の目的のみ使用します。